

○内閣府令第二十一号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十五第二項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別紙様式第十七号の五（第二百八条の二十三第一項関係）
（日本産業規格 A 4）

第 期事業報告書（ 年 月 日から
年 月 日まで ）
年 月 日提出

商号又は名称
所在地
代表者の役職氏名 印

1 業務の状況

[(1)~(5) 略]

(6) 連結自己資本規制比率の状況
(記載要領)

最終指定親会社の連結自己資本規制比率の状況を様式Aにより記載すること。ただし、第208条の28第1項に規定する金融庁長官が定める場合にあつては、連結自己資本規制比率を様式B-1により、連結資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率を様式B-2により、連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率を式B-3により、それぞれ記載すること。

(様式A)

[略]

(様式B-1)

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	前期末		当期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[略]				
[項を削る。]				

別紙様式第十七号の五（第二百八条の二十三第一項関係）
（日本産業規格 A 4）

第 期事業報告書（ 年 月 日から
年 月 日まで ）
年 月 日提出

商号又は名称
所在地
代表者の役職氏名 印

1 業務の状況

[(1)~(5) 同左]

(6) 連結自己資本規制比率の状況
(記載要領)

最終指定親会社の連結自己資本規制比率の状況を様式Aにより記載すること。ただし、第208条の28第1項に規定する金融庁長官が定める場合にあつては、連結自己資本規制比率を様式B-1により、連結資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率を様式B-2により、それぞれ記載すること。

(様式A)

[同左]

(様式B-1)

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	前期末		当期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目				
[同左]				
<u>公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</u>				

[項を削る。]
[略]
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目
[略]
[項を削る。]
[項を削る。]
[略]
その他 Tier 1 資本に係る調整項目
[略]
[項を削る。]
[略]
Tier 2 資本に係る基礎項目
[略]
[項を削る。]
[項を削る。]
[項を削る。]
[略]
Tier 2 資本に係る調整項目
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額
意図的に保有している他の金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額
少数出資金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額
少数出資金融機関等のその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、マーケット・メイク目的

非支配株主持分等に係る経過措置により普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額
[同左]
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目
[同左]
その他の包括利益累計額に係る経過措置によりその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額
非支配株主持分等に係る経過措置によりその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額
[同左]
その他 Tier 1 資本に係る調整項目
[同左]
調整項目に係る経過措置によりその他 Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額
[同左]
Tier 2 資本に係る基礎項目
[同左]
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額
その他の包括利益累計額に係る経過措置により Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額
非支配株主持分等に係る経過措置により Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額
[同左]
Tier 2 資本に係る調整項目
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額
意図的に保有している他の金融機関等の Tier 2 資本調達手段の額
少数出資金融機関等の Tier 2 資本調達手段の額
[項を加える。]

保有 TLAC に該当しなくなったものの額				
その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額				
[項を削る。]				
[略]				
連結自己資本規制比率				
[略]				
連結総自己資本規制比率				
最低連結資本バッファ比率				
うち、資本保全バッファ比率				
うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率				
うち、(G-SIB/D-SIB) バッファ比率				
連結資本バッファ比率				
[略]				

(注意事項)

[1~4 略]

(様式B-2)

エクスポージャーの所在国・地域	当期末				前期末			
	カウンター・シクリカル・バッファの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%) (経過措置ベース)	カウンター・シクリカル・バッファの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%) (経過措置ベース)
[略]								
合計								

その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置により Tier 2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
[同左]				
連結自己資本規制比率				
[同左]				
連結総自己資本規制比率				
[項を加える。]				
[同左]				
[項を加える。]				
[同左]				

(注意事項)

[1~4 同左]

(様式B-2)

エクスポージャーの所在国・地域	当期末				前期末			
	カウンター・シクリカル・バッファの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%) (経過措置ベース)	カウンター・シクリカル・バッファの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%) (経過措置ベース)
[同左]								
合計								

(注意事項)

[1～3 略]

[削る。]

4 [略]

(様式B-3)

項目	当期末	前期末
連結レバレッジ比率	%	%

(注意事項)

- 1 「連結レバレッジ比率」とは、金融商品取引法第46条の6に規定する自己資本規制比率における連結自己資本規制比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める比率をいう。
- 2 連結レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

2 [略]

備考 表の [] の記載は任意である。

(注意事項)

[1～3 同左]

- 4 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%) (経過措置ベース)」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。

5 [同左]

[加える。]

2 [同左]

附 則

この府令は、令和二年三月三十一日から施行する。